

## 企画提案方式実施基準

### 1. 実施基準の位置づけ

本実施基準は、第6期介護保険事業計画作成業務の委託業者を選定するにあたり、公平かつ適正に本業務を実施するために、受託希望者の提案を評価する基準等を定めるものです。

### 2. 評価項目

- ①計画に対する具体的な提案となっている。
- ②提案内容がわかりやすい表現や説明となっている。
- ③事務処理手順について、スケジュール等をあわせて示すなどわかりやすい提案となっている。
- ④地域支援事業（予防給付、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）に関する提案がなされている。
- ⑤地域包括支援センターの設置・運用に関する言及がなされている。
- ⑥地域包括ケアシステムの構築についての言及がなされている。
- ⑦認知症施策の推進の言及がなされている。
- ⑧介護予防拠点、地域密着型サービス及びその整備見込量についての言及がなされている。
- ⑨保険者による地域密着型サービス業者の指導、監督業務等について言及がなされている。
- ⑩意向調査の内容（対象者、対象者数、集計方法等）がわかりやすい提案となっている。
- ⑪意向調査の結果が計画によく反映するような提案となっている。
- ⑫計画策定作業に携わるスタッフ等の体制が良好である。
- ⑬高齢者の尊厳への配慮がなされた提案となっている。
- ⑭介護保険制度改正を踏まえた提案となっている。
- ⑮広域連合の特性を踏まえた提案となっている。
- ⑯当該業務の委託に係る見積金額

### 3. 評価基準

非開示

### 4. 評価者

非開示

### 5. 発表時間

1社30分程度

（20分程度のプレゼンテーションのあと、質疑・応答することとする。）

### 6. 提案参加職員数

1社5名以内とする。